



議案第二十一号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第
三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報酬
団長	八八〇〇〇円
副団長	三六〇〇〇円
地区団長	三六〇〇〇円
地区副団長	三六〇〇〇円
地区本部長	二六〇〇〇円
分団長	一三〇〇〇円



別表第二中「三二〇〇円」を「三五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

副分団長	班長	副班長	団員
一	一	一	九
三〇〇〇	一〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
円	円	円	円